

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「（仮称）三大明神風力
発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成29年4月24日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「（仮称）三大明神風力発電事業環境影響評価準備書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 福島県いわき市遠野町
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出力 : 最大35,700kW(2,100kW級×17基設置)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成28年 7月29日
住民等意見の概要受理	平成28年 9月29日
福島県知事意見受理	平成28年12月28日
環境大臣意見受理	平成29年 1月10日

問合せ先:電力安全課 長村、高須賀
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「（仮称）三大明神風力
発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

（１）関係者との協議等を踏まえた事業計画の検討について

本準備書は、関係機関及び専門家等からの指導・助言並びに関係者との協議・調整を十分に踏まえて作成されておらず、環境保全措置の具体的な内容が明らかになっていないなど事業計画の熟度が不十分であり、「本事業に伴う環境影響は小さい」とする事業者の評価が適切とは判断できない。

このため、評価書の取りまとめに当たっては、準備書手続きと並行して行った意見聴取の結果も踏まえて、必要な項目について関係機関及び専門家等からの指導・助言を得るとともに、人と自然との触れ合いの活動の場の設置者・管理者をはじめとした関係者との協議・調整を行った上で、環境保全措置の具体的な内容及び詳細な事業計画を検討し、それを踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施すること。

（２）工事計画の見直しについて

対象事業実施区域のほぼ全域が森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林等の保安林及びいわき市水道水源保護条例（平成 4 年いわき市条例第 3 号）に基づく水道水源保護地域に指定されていることに加え、改変区域の一部は山地災害危険地区に指定されている。さらに、対象事業実施区域周辺は、南西側を中心に多くの河川が砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地に指定されているなど、土地の改変に慎重を要する地域であることから、土地の改変及び土工量を抑制すべきである。しかしながら、現状計画では、特に T3 号機付近から T7 号機にかけて、並びに T12 号機周辺の風力発電設備及び工事用道路（以下「風力発電設備等」と言う。）の設置により非常に多くの土地の改変が行われ、土工量が著しく多いものとなっており、水環境、動植物の生息・生育環境、生態系等への重大な影響が懸念される。

一方で、風力発電設備等に関する工事計画の見直しにより、環境影響を低減させることが可能と考えられることから、以下の事項を念頭に、当該地域における道路設計等に関する専門家等からの指導・助言を踏まえ、風力発電設備等の建設手法、道路計画等を見直すとともに、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

- ① 風力発電設備の設置高及び道路線形の見直し並びに既存道の活用により、切土高、盛土高を減じ、土地の改変面積の最小化を図ること。なお、検討に当

たっては、擁壁工、補強土工、橋梁等の構造物の活用も念頭に置き、複数案から選択すること。

- ② 切土量、盛土量のバランスをとることにより、残土の発生を最小限に抑えること。ただし、改変面積を減ずることを優先し、バランスをとることのみを目的とした改変面積の増加を行わないこと。
- ③ やむを得ず残土が生ずる場合には、まず、既存の残土処理施設で適切に処理することを検討し、新たに土捨場を設けて残土を処理する場合には、専門家等からの助言に基づき盛土の安定性を確保できる場所、工法を選択すること。
- ④ 希少な動植物の生息地・生育地の改変を極力回避すること。
- ⑤ ①から④の措置を講じてもなお、大規模な土工量が発生する風力発電設備等については、これらの設置の取りやめや配置等の見直しを行うこと。

(3) 事後調査等について

上記の措置を講ずることを前提として、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音に係る環境影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居地区が存在しており、このうちの本事業の搬出入経路付近の住居地区においては、工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴い騒音レベルが現況値から大きく増加する予測結果となっていることから、騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、工事工程の調整や低速走行等の環境保全措置を講ずることにより騒音による環境影響を極力低減すること。また、近隣住民の生活環境への影響について確認するとともに、影響が懸念される場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

また、風力発電機の稼働に係る騒音の調査、予測及び評価については、振幅変調音、純音成分についても検討を加えて、その結果を環境影響評価書に具体的に記載すること。

(2) 水環境等に対する影響

対象事業実施区域のほぼ全域が水源かん養保安林等の保安林及びいわき市水道水源保護地域に指定されていることに加え、改変区域の一部は山地災害危険地区に指定されている。さらに、対象事業実施区域周辺は、南西側を中心に多くの河川が砂防指定地に指定されていることなどから、工事中の排水及び土砂流出による水環境等に対する影響が懸念されるが、現状計画では、沈砂池の配置等及び排水機構等について十分な検討が行われていない。

このため、1.(2)に記載した工事計画の見直しを行うとともに、専門家等からの助言を踏まえ、水環境等に対する影響について適切に予測及び評価を実施し、その結果に応じて沈砂池の配置等及び排水機構等を十分に検討し必要な環境保全措置を講ずること。

併せて、地下水への影響について、対象事業実施区域及びその周辺における地下水及び湧水の利用状況の把握に努めるとともに、専門家等からの助言を踏まえ策定する計画に基づき環境監視を実施すること。

(3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されている。このため、クマタカに対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、供用後の事後調査を実施すること。

また、事後調査において、クマタカの衝突等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、追加的な環境保全措置を講ずること。

(4) 動植物・生態系

① 対象事業実施区域及びその周辺は、現在自然豊かな山林であり、希少な動植物の生息が確認されていることから、必要に応じ専門家等の助言を受けて環境保全措置を追加し、本事業計画の実施に伴う野生生物の生活への影響を最大限低減すること。

なお、本事業計画においては、相当大規模な土地の形質の変更が予定されていることから、谷筋への濁水の流入や旧来の山稜が持っている水源涵養機能が大きく低下する可能性を否定できないため、河川等の水域や溪流近傍、湿地等に生息する動植物について、事後調査の実施を検討すること。

- ② 本事業計画では、山稜上の森林を相当大規模に伐開する計画となっていることから、予想される林縁効果について、具体的に事後調査の実施を含め検討すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

対象事業実施区域内には人と自然との触れ合いの活動の場である登山道が存在していることから、直接改変による影響のほか、隣接して風力発電設備が存在・稼働することにより、人と自然との触れ合い活動の場としての価値が損なわれる等の影響が生じるおそれがあるが、本準備書においては、人と自然との触れ合いの活動の場の設置者・管理者との協議・調整が行われていないことに加え、利用特性への影響に係る調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討が十分に行われていない。

このため、設置者・管理者と十分に協議・調整を行うとともに、利用特性を考慮して、本事業による環境影響を適切に調査、予測及び評価すること。また、それらを踏まえ、登山道の迂回路の整備等の環境保全措置の具体的な内容を検討するとともに、必要に応じて風力発電設備等の配置等を見直すこと等により、人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響を回避又は極力低減すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。